

上野村移住支援金事業における移住支援金交付要綱

（趣旨）

第1 上野村は、群馬県まち・ひと・しごと創生総合戦略（群馬県デジタル田園都市国家構想総合戦略）及び上野村まち・ひと・しごと創生総合戦略（上野村デジタル田園都市国家構想総合戦略）に基づき、上野村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、群馬県と共同して行う上野村移住支援金事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から上野村に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、群馬県県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第2 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円（最大100万円までの増額可とする）を加算する。

（対象者要件）

第3 申請時において、次の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

③ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

④令和7年4月1日以降に転入したこと。

⑤移住支援金の申請時において、1 年以内であること。

⑥上野村に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

⑦暴力団等反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

⑧日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

⑨申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。

⑩その他群馬県又は上野村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、都道府県及び市町村の判断で対象とすることを可能とする。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記 (イ) の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

上野村長が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、以下、「支給対象者の要件」全てに該当し、かつ、「地域の担い手確保の要件」のいずれかに該当すること。

【支給対象者の要件】

- ①上野村内小中学校に入学する子と同居する扶養義務のある転入者
- ②転入時点で年齢が 45 歳以下の転入者
- ③10 年以上当村に定住する意思のある転入者

【地域の担い手確保の要件】

- ①農林水産業に就業する転入者
- ②上野村の持続に資する職業として、上野村長が認めた仕事に従事する転入者

(5) 起業に関する要件

1 年以内に群馬県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。(イ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、令和 7 年 4 月 1 日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 3 か月以上 1 年以内であること。

(オ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第 4 移住支援金の申請者は、申請書（様式 1）、移住先の就業先の就業証明書（様式 2）及び本人確認書類に加え、第 3 (1) の要件を満たし、かつ (2)、(3)、(4) 又は (5) の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては (6) の要件を満たすことを証する書類を上野村長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5 上野村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7 群馬県及び上野村は、群馬県県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、群馬県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8 上野村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして群馬県及び上野村が認めた場合はこの限りではない。

（また、群馬県内の他市町村への転居についても返還を求めない。ただし、以下の県内統一のルールに基づいて債権回収を行うものとする。【群馬県内で複数回の移動の後に最終的に都道府県外に転出した場合の債権回収の方法等について統一のルールを作成した上で、群馬県と参加する県内市町村が合意した場合にのみ記載】）

(1) 金額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した上野村から転出した場合

(ウ) (就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した上野村から転出した場合

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、群馬県と上野村が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。